

令和5年7月27日

## 機能性表示食品に対する景品表示法に基づく措置命令を踏まえた 食品表示法の対応について（情報提供）

1. 令和5年6月30日に、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、さくらフォレスト株式会社が供給する「きなり匠」及び「きなり極」と称する機能性表示食品に係る表示について措置命令を行った旨公表しました。
2. 措置命令の対象となった当該2商品については既に機能性表示食品としての届出は撤回されたところです。
3. 他方、措置命令の対象となった当該2商品と同一の機能性関与成分であって、科学的根拠が同一であるという他の届出88件<sup>※</sup>については、去る7月3日から、科学的根拠として疑義がある点を指摘し、届出者から合理的な回答があるかどうかの確認を開始したところです。届出者には2週間以内に回答するように求めていたところ、現時点での回答結果の概要を別紙1の表によりお知らせします。  
※以下の定性的な事項に該当するもの
  - (1) 措置対象の2商品の届出内容と同一の科学的根拠であること。
  - (2) 措置対象の2商品に表示された機能性関与成分（DHA・EPA）の含有量以下であること。
4. また、撤回を申し出ていない73件については、商品の安全性の面で問題があるものではありませんが、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するよう、既に消費者庁ウェブサイトで公表されている届出情報（届出の照会先を含む。）を別紙2の表によりお知らせします。

### ・機能性表示食品について

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/foods\\_with\\_function\\_claims/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/)

(別紙1)

回答内容	DHA・EPA (500mg)	モノグルコシ ルヘスペリジ ン	オリーブ由 来ヒドロキ シチロソー ル	モノグルコシ ルヘスペリジ ン/オリーブ由 来ヒドロキシ チロソール	計
撤回の申出	9	0	6	0	15
科学的根拠が ある等の主張	22	10	37	4	73
計	31	10	43	4	88

(担当) 消費者庁食品表示企画課  
西尾、原、伊藤、正木  
TEL : 03-3507-9220 (直通)